ſ	事務事業名	6	968	市民活動推進事業											
I	担当組織	市民生活部				В	協働推進課					担当市民交流担当			市民交流担当
I	組織コード	R1	13	04	00	会計·款·項·目·大事業·中事業	R1	01	02	01	13	03	01	記入日	令和元年 5月21日
ı	小丘小郎 一	H30	13	04	00	XII W & 1 /7 *	H30	01	02	01	13	03	01	此八口	17和九年 3万21日

1. 事務事業の概要

		総合振興計画上の位置つ	がけ		実施計画候補							
基本目標	07	人が集い心ふれあうまち	● 対象									
分野	01	協働	0.115.11									
施策	73	ボランティア・市民活動の支援			〇 対象外							
事業期間	平成	15年度 ~ 令和2年度										
根拠法令 通 達 等			∤、平成30年度施政方									
事業区分	0	法定受託事務 〇 自治事務のうち義	務的なもの	● 自治事務のうち	任意のもの							
対象	市民	、市民活動団体、ボランティア団体等										
事業目的		市市民活動推進基本方針における重点施策としたすすめる体制の確立に基づき、市民活動の促進を		を備、情報ネットワークづくり.	、市民活動の活発化、協							
事業内容	ため	市民活動推進基本方針に基づき、情報ネットワークのためのホームページ環境維持、市民活動団体等への事業資金の助成のための市民活動サポート補助金制度の運用、市民の意見を活用するための市民活動保険の加入、地域のつながりのためのツールとしての地域通貨戸田オールの活用などを実施し、市民活動の活発化を図っていく。										
実施主体	□∄	「による単独直営 □委託 (□3tク・財団	□企業 [□市民·NPO) □協働·協力	()							

2. 実施結果

			平成30年度		令和元年度		12年度		3和3年度	令和4年度
			執行額(千円		予算額 (千円)	計画額	〔(千円)	計画	面額 (千円)	計画額(千円)
			サポート補助				ート補助		ポート補助	サポート補助
		事 業 内 容	金等の市民活	5	金等の市民活	金等の市民活		金等の市民活		金等の市民活
			動推進に係る	動推進に係る		動推	動推進に係る		推進に係る	動推進に係る
			事業		事業	事業		事	業	事業
事		事 業 費	3,	759	5, 117		5, 269		5, 301	5, 301
事業の予算		国庫支出金		0	0		0		0	0
予	財「	県支出金		0	0		0		0	0
算.	 源	起債		0	0		0		0	0
実績	訳	その他		0	0		0		0	0
績		一般財源	3,	759	5, 117		5, 269	5, 301		5, 301
	•	人 件 費	4, 09	3. 8	5, 390. 17	5, 390. 17			5, 390. 17	5, 390. 17
	投入	常勤職員	0. 6	人	0.79人		0.79人		0.79人	0. 79 人
	人員	非常勤職員	0. 1	人	0人	0人			0.05人	0人
	事	業費+人件費	7,	853	10, 507		10, 659		10, 691	10, 691
				単位	立 説明・算定式		H 2 9 E	標	H30目標	R 1目標
		7日1示1口		푸앤	武功 并足		H 2 9 其	[績	H30実績	R 1 実績
lΒ	活動	多世代交流ひろは	『の設置数	│ 箇所	民間、公共施設内	引に設け	1		10) 10
標	1			L	たひろばの設置数	t		7	(9 –
目標達成状況	活動 2									_
採	成果	市民活動サポート	補助金申請事業					7		3 8
況	1	数	111193777 1 1111 3-21	事業				8		3 -
	成果		 -ルの発行額				2, 200	, 000	2, 200, 000	2, 200, 000
	2			円			2, 094		1, 604, 610	
		B:活動・成果の)いずれかを達成し	した。	•			<u> </u>		

B:活動・成果のいずれかを達成した。

目標達成 状況

の分析

<判断理由>

多世代交流ひろばの設置数は目標数には届かなかったが、東部福祉センター及び新曽福祉センターに新設し、合計9カ所とな った。民間事業所における設置に向け、引き続き協力を働きかけていく。地域通貨戸田オールの発行額についても、目標達成 に至らなかったが、地域通貨の活用を、市民活動団体等に働きかけていく。市民活動サポート補助金申請事業数は、目標値と 同数となり、前年度に引き続き目標を達成した。

3.評価結果

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	28年度	29年度	30年度	B:施策の目標達成に貢献している。
施策への貢献度	А	В	В	<判断理由> 市民活動サポート補助金の申請数については、目標達成が継続している。その他の事業においても、市民活動の活性化を促進するものであり、施策の目標達成に 貢献している。
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。
	28年度	29年度	30年度	B:経費は適正な範囲である。
経費水準	В	В	В	<判断理由> 市民活動サポート補助金の申請額は予算を上回る金額となっており、申請数も多いことからニーズは高い。補助金の決定では、アドバイザーからの意見も含む審査委員会の審査を経て決定しており、経費は適正な範囲である。
		評価結果		事業手法は適正か。
	28年度	29年度	3 0 年度	B:事業手法は適正な内容である。
事業手法	В	В	В	<判断理由> 市民活動サポート補助金は、ニーズが高く、市内における公共的な市民活動への支援として重要であり、補助金審査委員会の審査を経て、補助金の交付可否及び交付額の決定を行っていることから、事業手法は適正な内容である。
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	28年度	29年度	30年度	B:受益・負担は適正な範囲である。
受益・負担の公平性	В	В	В	<判断理由> 市民活動サポート補助金による地域課題の解決や公益性が高い事業への補助や、地域の繋がりのツールである地域通貨戸田オール等の運営支援等、市全域又は全市民を対象とした事業であることから、事業手法は適切な範囲である。

4. 平成30年度中に実施した見直し内容

1. 1/2001/21	「一久旭した光色して」日
	市民活動サポート補助金については、受付期間内にボランティア・市民活動支援センターと連携し、アドバイザ
	一による個別相談会を新たに実施し、補助金の手引きに盛り込んだ。
見直し内容	審査委員会において、申請事業の目的やビジョンを把握するため、令和元年度においては、5カ年計画書を提出
	してもらうこととし、市民活動サポート補助金の手引きに盛り込むこととした。
	個別相談会の新設により、市民活動サポート補助金の申請を通して、団体の事業内容の充実を図ることができた
	│ 。また、審査委員会で示された事業手法や団体運営などのアドバイスを申請団体へフィードバックするとともに │
見直しの効果	│、団体の事業をウォッチすることで、適切な資金面以外での事業の支援・サポートを行うことができている。

5. 今後の方針

	● 1 現状で継続	○2拡大して継続	○3縮小して継続	〇 4他事業と統合	○ 5休止						
	◯ 6 その他見直し	○令和2年度で終了	〇令和元年度で終了	〇 平成30年度で終	7						
事業の方向性	〈判断理由〉 市民活動サポート補助金制度における資金面での支援及びボランティア・市民活動支援センターによる団体の事業の実施手法や団体運営の相談・アドバイス、地域通貨戸田オールを活用した個人や団体同士がつながる機会の創出など、様々な側面からサポートを行うことにより、市民活動推進基本方針に基づき、市民活動の更なる活性化につながる事業の実施を継続していく。										
今後の取組方針	利便性が高く、適切 、制度の充実が図ら 地域通貨戸田オール	こ事業資金を補助できる れるよう検討していく。 こついては、市民、ボ	る制度となるように、制 ランティア・市民活動[度の仕組みや補助内容 団体、地域への更なる音	動団体等にとって、より 客の整理を行うとともに 普及・啓発や、戸田オー ール運営委員会に働きか						

	事務事業名	20	20590 ボランティア・市民活動支援センター事業												
	担当組織	市民生活部				ß	協働推進課					担当 市民交流担当			市民交流担当
Г	組織コード	R1	13	04	00	会計·款·項·目·大事業·中事業	R1	01	02	01	13	03	02	記入日	令和元年 5月21日
1	小口小以 一	H30	130 13 04 00 本計			H30	01	02	01	13	03	02	此人口	1741764 07216	

1. 事務事業の概要

		総合振興計画上の位置で	がけ		実施計画候補						
基本目標	07	● 対象									
分野	01	協働									
施策	73	ボランティア・市民活動の支援			│ ○ 対象外						
事業期間	平成	18年度 ~ 令和2年度									
根拠法令 通 達 等		関連計画 施政方針									
事業区分	0	法定受託事務 〇 自治事務のうち義	義務的なもの	● 自治事務のうち	任意のもの						
対象	市内	で活動する市民活動団体、ボランティア団体及び	市民等								
事業目的		市市民活動推進基本方針に基づく活動拠点として くことで、市民活動の活性化を図る。	設置した、ボラ	ランティア・市民活動支援セン	ターを適正に管理運営し						
事業内容	定管	支援センターを市民活動団体の交流・連携等ができ、市内における市民活動が活発化できる場として管理運営していく。指 定管理者制度を導入しており、市民が市民活動に参加するための情報の提供及び機会をさらに充実させるとともに、様々な 相談やコーディネート業務ができる体制をつくり、市民にとってより使いやすい施設を目指す。									
実施主体	□∄	っによる単独直営 ■委託 (■3th・財団	□企業	□市民·NPO) □協働·協力	()						

2. 実施結果

-	_									
			平成30年度		令和元年度]2年度		和3年度	令和4年度
			執行額(千円		予算額 (千円)	計画額	〔(千円)	計画	i額(千円)	計画額(千円)
			ボランティブ				ンティア		ランティア	ボランティア
		事 業 内 容	・市民活動す	ξ	• 市民活動支	・市民活動支		• 市民活動支		・市民活動支
			援センターの)	り 援センターの		援センターの		センターの	援センターの
			管理運営		管理運営	管理	運営		理運営	管理運営
事業		事 業 費	32,	674	32, 476		33, 174		33, 174	33, 174
美 の		国庫支出金		0	0		0		0	0
の予算	財	県支出金		0	0		0		0	0
算・	財源内訳	起債		0	0		0		0	0
実績	訳	その他		0	0		0		0	0
績		一般財源	32,	674	32, 476		33, 174		33, 174	33, 174
		人 件 費	2, 388	. 05	2, 183. 36	2, 183. 36			2, 183. 36	2, 183. 36
	投力	常勤職員	0. 35	人	0.32人		0.32人		0.32人	0.32人
	人員	非常勤職員	0. 5	人	0人		0人		0人	0人
	틕	事業費+人件費	35,	062	34, 659		35, 357		35, 357	35, 357
		 指標名		単位	説明・算定式		H29E	標	H30目標	R 1目標
		1日1示10		平位		<u>:</u> I(H29第	[績	H30実績	R 1 実績
lв	活動	カ センター事業実施	匝回数		研修・交流会等す	5民が参	13		14	4 15
標	(1				加できる事業の回]数		17	1(6 –
目標達成状況	活重									
深	成身		1日活動支援セン					215	225	5 225
況	1			件				219	210	
	成身						10	, 500	11, 000	-
	2			人				, 044	8, 87	
			いずれかを達成し	した。					,	·

B:活動・成果のいずれかを達成した。

目標達成 状況

の分析

<判断理由>

登録団体(個人)数は更新作業の影響があり、センター来館者数は猛暑の影響による夏季期間の減少もあり、前年度に比べ減 少し、目標を達成しなかった。しかしながら、指定管理者による計画的な事業の実施により、センター事業実施回数の目標に ついては達成できている。

3. 評価結果

			評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。					
		28年度	29年度	30年度	B:施策の目標達成に貢献している。					
ħ	施策への貢献度	В	В	В	<判断理由> 指定管理者による計画的な事業の実施、団体支援・相談対応が行われており、ボランティア団体・市民活動団体の拠点としての役割が果たされていることから、施策の目標達成に貢献している。					
			評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。					
		28年度	29年度	3 0 年度	B:経費は適正な範囲である。					
	経費水準	В	В	В	<判断理由> センターの施設運営費や講座・イベント等の事業費については事前に精査・調整を行っており、また、指定管理料の範囲内において事業費を執行しているため、 経費は適正な範囲である。					
			評価結果		事業手法は適正か。					
		28年度	29年度	30年度	A:事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。					
	事業手法	А	А	А	< 判断理由> 指定管理者制度導入後、来館者数や登録団体数は高い水準で推移し、ボランティア団体・市民活動団体の拠点として認知されており、センター登録団体同士の交流の機会や登録団体の活動紹介イベント等、市民活動の活性化に寄与する事業を見直しを行いながら、実施しているため、事業手法は適切である。					
			評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。					
		28年度	29年度	30年度	B:受益・負担は適正な範囲である。					
受益	益・負担の公平性	В	В	В	<判断理由> 市内で活動するボランティア団体・市民活動団体の活動拠点として整備された施設であるとともに、団体の活動支援や活動相談等を常時行っている。また、市民活動に興味がある個人と登録団体の橋渡しや、市民活動を始めようとする個人・団体向けの講座の企画・実施も行っており、受益・負担は適切な範囲である。					

4. 平成30年度中に実施した見直し内容

	市民活動サポート補助金制度の充実を目指し、補助金申請受付期間に、センター主催事業としてアドバイザーに
	よる個別相談会を開催した。
見直し内容	センター登録団体の現状把握(過去に登録したが、活動を休止している団体や解散した団体等)及び登録団体を
	整理するため、登録団体の更新手続きを実施した。
	センターの指定管理者の更新にあたり、仕様書の内容を見直し、業務内容や役割分担の明確化を図った。
	申込のあった4団体を対象に、アドバイザーによる個別相談会を実施し、市民活動サポート補助金の制度の周知
	・利用啓発を図ることができた。
見直しの効果	また、登録団体の更新手続きを実施したことにより、センターが把握する団体情報の整理や、適切な団体情報の
	│ 提供、さらには、センターを利用する意思のある団体を把握することで、必要な支援内容の精査・検討につなげ
	ることができた。

5. 今後の方針

	● 1現状で継続	○2拡大して継続	○3縮小して継続	○ 4 他事業と統合	○ 5休止
	○ 6 その他見直し	○令和2年度で終了	〇令和元年度で終了	○平成30年度で終了	7
事業の方向性	団体支援や相談応対の 見られる。 また、センター来館者	D実績から、センター <i>0</i>)支援を頼りにしている 団体数が高い水準で推移	らボランティア団体・市 多している点などから、	におり、また、日ごろの 5民活動団体の定着化も 現在の指定管理者の施 所できる。
今後の取組方針	間(令和元年度からり このことから、これる	5年間)においても、同 までの指定管理における る事業の実施を継続し、	同団体が指定管理者とたるノウハウを活かし、<	いることが決定した。 分後も引き続き、団体す	ており、次期指定管理期 を援や相談応対、市民活 処点としての役割を果た